

令和8年度 磐梯町会計年度任用職員 募集案内

〔会計年度任用職員とは〕

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に任用される非常勤一般職の職員です。

1. 募集職種・業務内容

別紙「募集職種一覧」のとおりです。

2. 勤務条件等

会計年度任用職員の任用形態は以下の2種類があります。

- ① フルタイム会計年度任用職員
1週間当たりの勤務時間が38時間45分の職員（正規職員と同じ）
- ② パートタイム会計年度任用職員
上記①以外の職員（正規職員より勤務時間が短い）

勤務 条件	任用期間	1会計年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の範囲内で任用します。 ○任用から1月間は条件付採用期間となります。ただし、1月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。 ○勤務成績が良好で次年度にその職がある場合には、再度の任用を行うことがあります。
	休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等を付与します。 ○任用期間、勤務時間等により、取得要件や日数が異なります。
	社会保険	一定の要件を満たした場合、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
	災害補償	非常勤職員公務災害補償等に加入します。
	服務規定	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する次の各規定が適用されます。 ① 服務の宣誓 ② 法令及び上司の職務上の命令に従う義務 ③ 信用失墜行為の禁止 ④ 秘密を守る義務 ⑤ 職務に専念する義務 ⑥ 政治的行為の制限 ⑦ 争議行為等の禁止 ⑧ 営利企業等への従事等の制限 ※パートタイム会計年度任用職員は「⑧営利企業等への従事等の制限」は適用外となります。
給与等の 支給日	毎月21日（翌月払い）	
給料 等	給料 ・報酬	別紙「募集職種一覧」のとおりです。 ○金額は改定される場合があります。

	<p>○最初に任用される際の給料・報酬は初任給の額ですが、磐梯町において同じ職の会計年度任用職員として再度任用された場合、その経験年数に応じ、上限の額を限度として、加算があります。</p> <p>※この他、通勤手当・超過勤務手当・期末、勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。</p>
--	--

3. 応募資格

年齢・学歴	問いません。
資格・免許等	別紙「募集職種一覧」にある資格・免許等を取得していることが必要です。（令和8年6月までに取得見込みである場合を含みます）。
欠格事項	<p>次のいずれかに該当する場合は応募できません。</p> <p>① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>② 磐梯町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

4. 応募手続き

申込書の入手方法	<p>(1) 磐梯町役場窓口交付</p> <p>(2) 磐梯町ホームページからダウンロード（A4用紙に印刷）</p>
受付期間	<p>令和8年5月1日（金）から令和8年5月15日（金）</p> <p>（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）</p>
提出書類等	<p>「磐梯町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入して、写真（直近6ヶ月以内に撮影したもの）を貼って、受付期間中に下記の申込先へ持参、もしくは、郵送してください。</p> <p>【添付書類】</p> <p>① 資格・免許等が必要な職については、資格・免許等を有することを証明する免許状等の写し</p> <p>② 障害者手帳等をお持ちの方は、手帳の写し</p>
申込先	<p>〒969-3392 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855番地</p> <p>磐梯町役場 総務課 総務係 電話 0242-74-1223（直通）</p>
選考方法	書類選考及び面接

5. 問い合わせ先

磐梯町役場 総務課 総務係 担当 川井
 電話 0242-74-1223（直通） Fax 0242-73-2115